

【第1問】 次の各文章((1)~(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには①を、誤っているものまたは不適切なものには②を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

- (1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーのAさんは、顧客から土地の譲渡についての相談を受け、提示された売買契約書等に基づき、譲渡所得に係る所得税額および住民税額を計算したうえで確定申告書の作成を代行した。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の額は、1日につき、原則として、支給開始日の属する月以前12カ月間の各月の標準報酬月額を平均額を30で除した金額に、4分の3を乗じた額である。
- (3) 国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となる。
- (4) 国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。
- (5) 住宅ローンの一部繰上げ返済には、一般に、毎月の返済額を変更せずに残りの返済期間を短くする期間短縮型と、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減額する返済額軽減型がある。
- (6) 定期保険特約付終身保険の保険料の払込みを中止して、払済終身保険に変更した場合、元契約に付加していた入院特約等の各種特約はそのまま継続する。
- (7) 定額個人年金保険（保証期間付終身年金）では、保証期間中については被保険者の生死にかかわらず年金を受け取ることができ、保証期間経過後については被保険者が生存している限り年金を受け取ることができる。
- (8) 契約者（＝保険料負担者）を法人、被保険者を役員および従業員全員、死亡保険金受取人を従業員の遺族、満期保険金受取人を法人とする養老保険に加入することにより、法人は、その支払った保険料の全額を福利厚生費として損金の額に算入することができる。
- (9) 失火で隣家を全焼させ、失火者に重大な過失が認められない場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者は隣家の所有者に対して、隣家の全焼について損害賠償責任を負わない。

- (10) がん保険の入院給付金は、通常、1回の入院および通算の支払限度日数が定められている。
- (11) 日本銀行の金融市場調節の主な手段の1つである公開市場操作において、日本銀行が国債の買入れを行えば、市中に出回る資金量は増加する。
- (12) 東京証券取引所に上場されている上場投資信託（ETF）には、日本株、債券、外国株などの指標に連動する銘柄がある。
- (13) 債券の信用格付がトリプルB格相当以下である場合、一般に、投機的格付とされる。
- (14) オプション取引において、将来の一定期日または一定期間内に、株式などの原資産を特定の価格（権利行使価格）で買う権利のことを、プット・オプションという。
- (15) 追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税となる。
- (16) 所得税において、自己の生活の用に供する家具や衣服（1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、美術工芸品等には該当しない）を譲渡したことによる所得は、非課税所得とされる。
- (17) 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために直接支出した金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額（最高50万円）を控除した金額であり、その金額が総所得金額に算入される。
- (18) 公的年金等に係る雑所得の金額は、「(その年中の公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) × $\frac{1}{2}$ 」の算式により計算される。
- (19) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に係るスイッチOTC医薬品の購入費（特定一般用医薬品等購入費）を支払った場合、所定の要件を満たせば、通常の医療費控除との選択により、最高10万円の医療費控除の適用を受けることができる。
- (20) 平成30年分の所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、当該納税者は配偶者控除の適用を受けることはできない。

- (21) 不動産の登記事項証明書の交付請求ができる者は、対象不動産の所有者に限られる。
- (22) 民法の規定によれば、不動産の売買契約において、売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、買主は、その瑕疵がある事実を知った時から2年以内に当該権利を行使しなければならない。
- (23) 借地借家法の規定では、定期建物賃貸借契約（定期借家契約）において、貸主に正当の事由があると認められる場合でなければ、貸主は、借主からの契約の更新の請求を拒むことができないとされている。
- (24) 不動産取得税は、生前贈与により不動産を取得したときには課されない。
- (25) 譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合、当該譲渡による譲渡所得については、長期譲渡所得に区分される。
- (26) 相続において、実子と養子または嫡出子と嫡出でない子の区別によって、相続人の順位に違いはない。
- (27) 相続税の課税価格の計算上、相続人が負担した葬式の際の香典返戻費用は、相続財産の価額から控除することができる。
- (28) 相続税は、相続税の申告書の提出期限までに金銭により一時に納付することが原則であるが、所定の要件を満たせば、延納による納付方法も認められる。
- (29) 生命保険契約において、契約者（＝保険料負担者）および被保険者がAさん、死亡保険金受取人がAさんの配偶者Bさんである場合、Aさんの死亡によりBさんが受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- (30) 宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定居住用宅地等に該当する場合、宅地のうち400㎡までを限度面積として、評価額の80%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができる。

【第2問】 次の各文章 ((31)~(60)) の () 内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)~3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [30問]

(31) Aさん(50歳)は、現在から10年間、毎年一定額を積み立てて、老後資金として1,000万円を準備したいと考えている。この場合、必要となる毎年の積立金額は()である。なお、毎年の積立金は、利率(年率)2%で複利運用されるものとし、計算にあたっては下記の〈資料〉を利用するものとする。

〈資料〉利率(年率)2%・期間10年の各種係数

現価係数	減債基金係数	資本回収係数
0.8203	0.0913	0.1113

- 1) 748,934円
- 2) 820,300円
- 3) 913,000円

(32) 雇用保険の育児休業給付金の額は、育児休業を開始した日から育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでの間は、1支給単位期間当たり、原則として休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の()相当額となる。

- 1) 33%
- 2) 67%
- 3) 75%

(33) 厚生年金保険の被保険者期間が原則として()以上ある夫が65歳から老齢厚生年金を受給する場合、夫と生計維持関係にある65歳未満の妻が所定の要件を満たしていれば、妻が65歳になるまでの間、夫の老齢厚生年金には配偶者の加給年金額が加算される。

- 1) 10年
- 2) 15年
- 3) 20年

(34) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の支給に係る妻の年齢要件は、夫の死亡の当時、子のない妻の場合、()である。

- 1) 40歳以上65歳未満
- 2) 40歳以上70歳未満
- 3) 45歳以上65歳未満

(35) 貸金業法の総量規制により、個人が貸金業者による個人向け貸付を利用する場合、原則として、年収の（ ）を超える借入れはできない。

- 1) 2分の1
- 2) 3分の1
- 3) 5分の2

(36) 保険業法で定められた保険会社の健全性を示す（①）は、保険金等の支払余力をどの程度有するかを示す指標であり、この値が（②）を下回った場合、監督当局による早期是正措置の対象となる。

- 1) ① 自己資本比率 ② 100%
- 2) ① ソルベンシー・マージン比率 ② 200%
- 3) ① ソルベンシー・マージン比率 ② 300%

(37) 定期保険特約付終身保険では、定期保険特約の保険金額を同額で自動更新すると、更新後の保険料は、通常、更新前（ ）。

- 1) よりも安くなる
- 2) と変わらない
- 3) よりも高くなる

(38) 所得税における介護医療保険料控除（介護医療保険料に係る生命保険料控除）の控除額の上限は、（ ）である。

- 1) 4万円
- 2) 5万円
- 3) 12万円

(39) 地震保険の保険金額は、火災保険等の保険金額の一定範囲内で設定するが、居住用建物については（①）万円、生活用動産については（②）万円が上限となる。

- 1) ① 1,000 ② 200
- 2) ① 3,000 ② 500
- 3) ① 5,000 ② 1,000

(40) 自動車損害賠償責任保険において、被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合で（①）万円、傷害の場合で（②）万円である。

- 1) ① 2,000 ② 100
- 2) ① 3,000 ② 200
- 3) ① 3,000 ② 120

(41) 投資信託の運用管理費用（信託報酬）は、信託財産から差し引かれる費用であり、
（ ）が間接的に負担する。

- 1) 販売会社
- 2) 受益者（投資家）
- 3) 投資信託委託会社

(42) （ ）は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象とした株価指数である。

- 1) 日経平均株価
- 2) 東証株価指数（TOPIX）
- 3) 東証マザーズ株価指数

(43) 下記の〈X社のデータ〉に基づいて計算したX社株式の株価収益率（PER）は
（ ① ）、配当利回りは（ ② ）である。

〈X社のデータ〉

株 価	400円
1株当たり配当金	20円
1株当たり純利益	40円
1株当たり純資産	360円

- 1) ① 10倍 ② 5%
- 2) ① 10倍 ② 50%
- 3) ① 20倍 ② 10%

(44) 2資産で構成されるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が（ ① ）である場合、両資産が（ ② ）値動きをするため、理論上、分散投資によるリスク低減効果が得られない。

- 1) ① -1 ② 逆の
- 2) ① 0 ② 同じ
- 3) ① +1 ② 同じ

(45) 日本投資者保護基金は、会員である金融商品取引業者が破綻やそれ以外の財政的な困難のために、分別管理の義務に違反したことによって、一般顧客から預託を受けていた有価証券・金銭を返還することができない場合、一般顧客1人につき（ ）を上限に金銭による補償を行う。

- 1) 1,000万円
- 2) 2,000万円
- 3) 1億円

(46) 個人が平成30年中に内国法人X社（上場会社）から株式の配当金（当該個人は発行済株式総数の3%以上を有する大口株主ではない）を受け、その配当の金額に対して所得税および復興特別所得税・住民税が源泉（特別）徴収される場合の税率は、合計（ ）である。

- 1) 10.147%
- 2) 20.315%
- 3) 20.42%

(47) 定年退職により退職金を受け取ったことによる退職所得の金額の計算上、収入金額から控除する退職所得控除額は、勤続年数が20年以下である場合、勤続年数に（ ）を乗じて計算する。なお、計算した金額が80万円に満たない場合には、80万円となる。

- 1) 20万円
- 2) 40万円
- 3) 60万円

(48) Aさんの平成30年分の各種所得の金額が下記の〈資料〉のとおりであった場合、損益通算後の総所得金額は（ ）となる。なお、各種所得の金額に付されている「▲」は、その所得に損失が生じていることを表すものとする。

〈資料〉 Aさんの平成30年分の各種所得の金額

不動産所得の金額	800万円
雑所得の金額	▲50万円
事業所得の金額（株式等に係るものを除く）	▲100万円

- 1) 700万円
- 2) 750万円
- 3) 800万円

- (49) 確定拠出年金の個人型年金の掛金を支払った場合、その支払った金額は、()
として所得控除の対象となる。
- 1) 生命保険料控除
 - 2) 社会保険料控除
 - 3) 小規模企業共済等掛金控除
- (50) 年末調整の対象となる給与所得者は、年末調整の際に、所定の書類を勤務先に提出
することにより、() の適用を受けることができる。
- 1) 寄附金控除
 - 2) 生命保険料控除
 - 3) 雑損控除
- (51) 宅地建物取引業法に規定される宅地または建物の売買の媒介契約のうち、()
では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることができる。
- 1) 一般媒介契約
 - 2) 専任媒介契約
 - 3) 専属専任媒介契約
- (52) 建築物が防火地域および準防火地域にわたる場合においては、原則として、その全
部について () 内の建築物に関する規定が適用される。
- 1) 防火地域
 - 2) 準防火地域
 - 3) 敷地の過半が属する地域
- (53) 建物の区分所有等に関する法律の規定によれば、集会においては、区分所有者およ
び議決権の各 () 以上の多数により、建物を取り壊し、その敷地上に新たに建
物を建築する旨の決議をすることができる。
- 1) 3分の2
 - 2) 4分の3
 - 3) 5分の4
- (54) 土地・家屋に係る固定資産税の課税標準となる価格は、原則として、() ごと
の基準年度において評価替えが行われる。
- 1) 2年
 - 2) 3年
 - 3) 5年

(55) 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受けた場合、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失の金額について繰越控除が認められるのは、譲渡の年の翌年以後、最長で（ ）以内である。

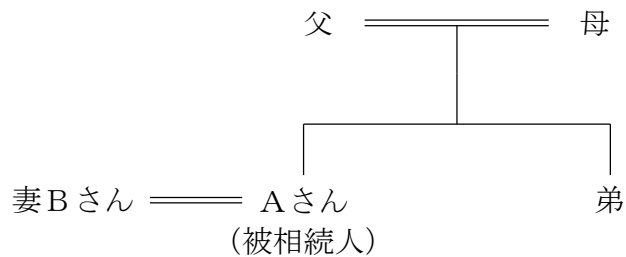
- 1) 3年
- 2) 5年
- 3) 10年

(56) 死因贈与により受贈者が取得した財産は、課税の対象とならない財産を除き、（ ）の課税対象となる。

- 1) 相続税
- 2) 贈与税
- 3) 所得税

(57) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における妻Bさんの法定相続分は、（ ）である。

〈親族関係図〉



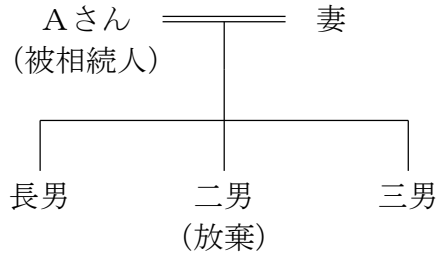
- 1) 2分の1
- 2) 3分の2
- 3) 4分の3

(58) 遺留分算定の基礎となる財産の価額が1億2,000万円で、相続人が被相続人の妻、長女、二女の合計3人である場合、妻の遺留分の金額は（ ）となる。

- 1) 2,000万円
- 2) 3,000万円
- 3) 6,000万円

(59) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は（ ）である。なお、二男は相続の放棄をするものとする。

〈親族関係図〉



- 1) 4,800万円
- 2) 5,400万円
- 3) 8,000万円

(60) 貸家の用に供されている家屋の相続税評価額は、()の算式により算出される。

- 1) 家屋の固定資産税評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)
- 2) 家屋の固定資産税評価額 × (1 - 借地権割合 × 賃貸割合)
- 3) 家屋の固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)

(メモ余白)